

はじめに

下請代金支払遅延防止法(下請法)は、親事業者による下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取締まるために、昭和31年に制定された法律で、内航海運業も平成16年からその適用対象になりました。

今般、取引適正化と価格転嫁をさらに推進するため、下請法が改正され「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（取適法）」として令和8年1月1日に施行されたことから、その主な改正内容に関する説明会を全国各地で実施いたしました。

一方、国土交通省海事局では、内航海運業者が適切な運賃・用船料等を収受できる取引環境を整備するため、「安定・効率輸送協議会」等で費目や算出方法を整理した「標準的な考え方」を取りまとめたことから、その説明会も併せて実施いたしました。

本Q&Aは、取適法説明会での質疑応答を取りまとめたものです。
適切な価格形成や持続可能な内航海運の実現に向けて、運賃・用船料等に関する理解の促進や、合理的な根拠に基づく価格協議の円滑化にご活用いただければ幸いです。

なお本Q&Aは、取適法説明会の講師であるマックス法律事務所の竹谷光成弁護士の見解であり、個別の契約内容や取引条件によっては見解が異なる場合があることをご承知おき下さい。

【取適法の適用範囲】

取適法施行期日（令和8年1月1日）との関係



Q 1：取適法の施行期日が令和8年1月1日ということで、用船契約の基本契約がこれ以前に締結され、用船料がアデンダム（協定書、覚書など）で毎年定まる場合にはどのように考えればよいか。

A 1：例えば、用船契約の契約期間が1年間で、毎年更新する場合を例に考えますと、用船料は用船契約の重要部分なので、用船料に変更がある場合には、更新の際に新契約が締結され则认为、更新のタイミングから取適法の適用があると考えerべきでしょう。

他方で、用船契約は5年となっており、用船料について毎年協議する場合には、契約自体は5年となっているので、契約期間中は取適法が適用にならないという考え方もできるし、用船料を毎年あらためる時点で新契約が締結されるとして取適法が適用になると考えることもできると思われます。

物価上昇に応じたチャーターチェーン（用船契約の連鎖構造）での適正な価格転嫁という趣旨からすれば、用船料について毎年協議するのであれば、その時点で新契約を締結するものと同視して取適法が適用されると考えるべきであると思われます。



【取適法の適用範囲】

取適法施行期日（令和8年1月1日）との関係



Q2：取適法に関して遡及効はあるのか。

下請法適用下で締結した契約に関し、取適法の施行によって、ダンネージの片付けなどの料金を請求できるのかということを法律上だけの効果として主張することができるのかどうか。

A2：取適法に遡及効はありません。

令和8年1月1日以降に契約が成立したものにしか適用されません。契約書上、船主側でダンネージの片付けなどを行うことになっていないにも関わらず、これを船主側に行わせることは、「不当な経済上の利益提供要請」に該当する恐れがあります。これは、取適法に限られず下請法においても禁止行為に該当しますので、下請法が適用される契約においても、契約書上定めのないダンネージの片づけを船主側に行わせることは「不当な経済上の利益提供要請」に該当し下請法違反となり得ます。



【取適法の適用範囲】

・資本金基準について



Q 3 : 取適法が適用になる基準についての質問。オペレータの資本金が4,000万円で、船主の資本金が2,000万円の場合は、取適法は適用となるか。また、荷主、一次オペ、二次オペ、船主という場合はどう考えればよいか。

A 3 : オペレータの資本金が4,000万円の場合は、中小受託事業者の資本金が1,000万円以下の場合に資本金基準が満たされ取適法が適用となります。本件では、船主の資本金は2,000万円なので、資本金基準は満たさず取適法の適用はありません。原則として、自分が直接契約している当事者との間で基準を満たすかを検討することになります。船主の立場で言えば、二次オペとの間で資本金基準や従業員基準を検討して、取適法の適用の有無を考えることになります。例外的には、取適法第2条第10項のみなし規定が適用される場面では、一次オペと船主との間で資本金基準や従業員基準を検討して、取適法の適用の有無を考えることになります。



【取適法の適用範囲】

・みなし規定に関する質問



Q4 : みなし規定はどういった場合に適用になるのか。
株式を持っていて資本関係がある必要があるか。

A4 : みなし規定は、以下の2つの要件を満たした場合に適用があります。

- ① 親会社から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合（例えば、親会社の議決権が過半数の場合、常勤役員の過半数が親会社の関係者である場合又は実質的に役員の任免が親会社に支配されている場合）。
- ② 親会社からの受託取引の全部又は相当部分について再委託する場合（例えば、親会社から受けた委託の額又は量の50%以上を再委託（複数の他の事業者に業務を委託している場合は、その総計）している場合）。

資本関係は①の要件に関係します。必ずしも株式を持っている必要はありませんが、通常は株式を持っていて資本関係がある場面が多いと思われます。



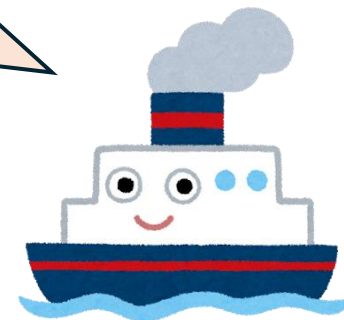
【取適法の適用範囲】

・その他の質問



Q5：ハーバータグボート事業者は取適法上どこに注意すべきか。

A5：船主または用船者から直接タグの委託を受ける契約には取適法の適用はありません。しかし、受託したハーバータグ業務を別のタグ業者に再委託（下請け）する場合や、定期用船契約に基づき下請けタグ会社に委託する場合には取適法が適用されます。適用の有無は資本金基準および従業員基準で判断します。適用がある場合は取適法上の義務を遵守する必要があります。



【委託事業者の義務】

・発注内容の明示義務に関する質問



Q 6 : 実務的には、契約書とは別に協定書を作成することが多い。
取適法上、協定書についてはどのように考えるとよいか。

A 6 : 取適法上求められる明示は、必ずしも契約書で作成する必要はありません。
協定書を作成することで明示することも可能です。取適法上の明示という観点では、協定書で行っても問題はありません。
取適法とは関係ありませんが、協定書の内容が契約書の内容と矛盾するような場合には、どちらが優先するかを分かる形で協定書を作成することで後々トラブルにならないと考えられます。また、協定書によって明示することが可能であるといっても、協定書の内容は、当然取適法に抵触するようなものであってはなりません。



【委託事業者の義務】

・発注内容の明示義務に関する質問

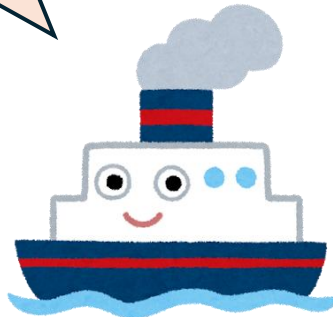


Q 7 : 運航委託契約において、発注者が内容等を明示する義務があると思料するが、現状オペが荷物を集めて、運賃の何%かが船主（委託者）に支払われるという契約フォームになっている。今後1月1日以降に運航委託契約を締結する場合、運賃と経費の明細を明示して運航委託費を支払わなければならないということになるのか。

A 7 : この点は、発注内容を明示する義務における「製造委託等代金の額」の明示の問題です。これも、取適法に限ったことではなく下請法においても明示が必要です。「代金の額」は、具体的な金額の算定方法で良いが、算定方法とは、算定根拠となる事項が確定すれば自動的に金額が確定するものである必要があるとされています。

海運集会所の運航委託契約書では、運航委託手数料は「総運賃収入の〇〇%」とされていますが、第3条で「受託者は、航海毎にその運送契約書の写しを委託者に送付」と定められており、これと合わせると、航海毎の運航委託手数料の金額を確定させることができますので、代金の額の明示がされていると考えられます。

また、経費については第6条第2項において「収支計算は、航海終了毎に委託者に対して清算する」と定められておりますので、海運集会所の契約書を使っている場合には、清算の前提として経費の明細も提示する必要があると考えられます。



【委託事業者の義務】

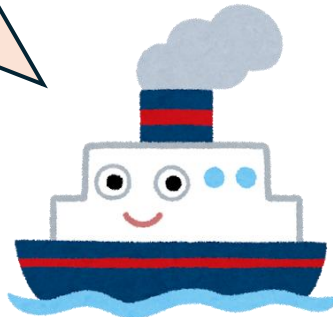
・支払期日を定める義務についての質問



Q 8 : 定期用船契約の場合、定期用船料は海運集会所の書式だと前払いにされているが、取適法上60日以内でも可能となっている。定期用船料の前払い慣行と60日ルールについてこれら2つの関係はどうなるのか。

A 8 : 海事取引に特化した海運集会所の書式では前払いが通例であり、それを尊重すべきと考えます。

取適法は海運以外の業界も対象としており、60日以内のルールは後払いが一般的な業界を念頭に置いたものになります。前払い契約を「60日以内ならいいから」と一方的に後払いに変更することは、金利分の価値差が生じるため「買ったたき」等の問題になると考えられます（前払いで受取る用船料と、60日後に受取る用船料は同額であれば金利分だけ価格が異なるため）。



【委託事業者の禁止行為】

・ 不当な経済上の利益提供要請に関する質問

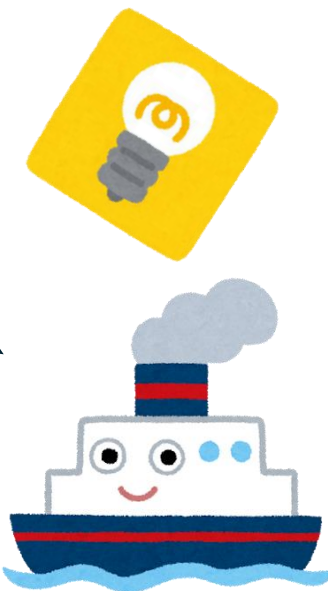


Q 9 : 運送業務以外の役務を提供する場合で、用船契約書には運送業務の記載しかないが、別途協定した合意書でホールドクリーニングも船主の業務に含むとされており、用船料の中でホールドクリーニングも行っている場合には、取適法上こういった問題があるか。

A 9 : 取適法（下請法が適用になる場合でも同様）においては、運送以外の業務を依頼する場合にはその依頼する業務と運送業務とを分けて明示する必要があります。

本件では、用船契約書で運送業務が、合意書でホールドクリーニングが明示されており、この点では問題ないと考えられます。

しかし、運送業務に対する費用（用船料）とホールドクリーニングに対する費用とを分けて記載する必要があり、本件では、用船料だけ規定して、運送業務とホールドクリーニングとを合わせて行っている点が問題と考えます。



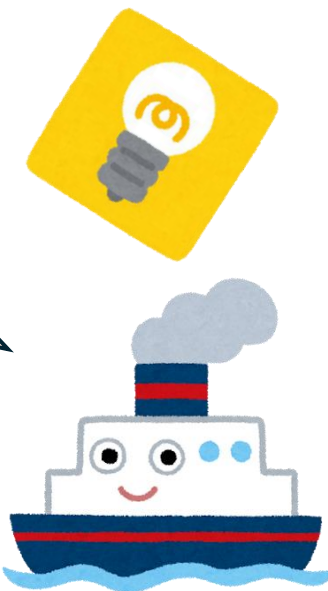
【委託事業者の禁止行為】

・代金の減額に関する質問



Q10：用船契約書に記載のない季節オフハイヤーが、製造委託等代金の減額に該当するとして、過去分にさかのぼって支払いを求めることは可能か。

A10：用船者が時効を主張する可能性がありますが、時効になっていない債権であれば過去にさかのぼって請求可能であると考えられます。



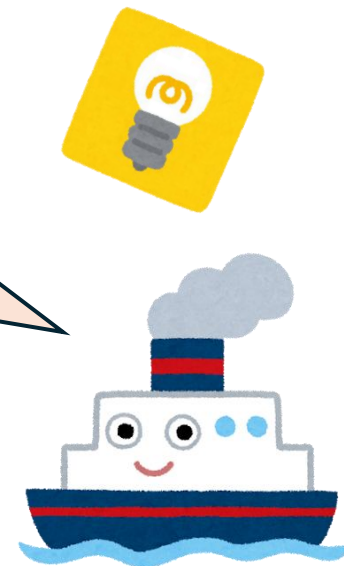
【委託事業者の禁止行為】

・代金の減額に関する質問



Q11：船舶が事故を起こした場合に、用船者側から一定期間の停船を求められることがある。これは、取適法上問題があるか。

A11：契約書上記載がないのに、用船者が一方的に一定期間の停船を求めて、その期間をオフハイヤーとして扱うことは、製造委託等代金の減額に該当して取適法上問題となる可能性があります。





【委託事業者の禁止行為】

・代金の減額に関する質問

Q12：オペレータからお金をいただく際に、ダンネージの片付けや北海道等への回航にかかる追加費用がもらえない。理由として「オペレータが、荷主からお金がもらえないから払えない」と言われる。これは取適法違反になるか。

A12：北海道への回航費用について、定期用船の場合、期間で用船料が決まっているため、船がどこに行くかによって用船料は変わりません。このため、定期用船の場合、契約書に北海道回航時の追加費用が記載されていれば、そうした費用は発生しますが、記載されていなければ、北海道への回航費用を追加で支払わないことが取適法違反とはいえないと考えます。

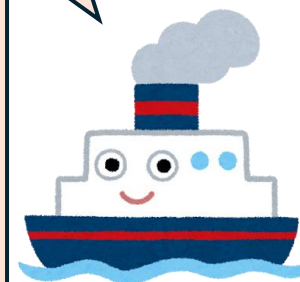
ダンネージの処理については、そもそも受け負っている業務は運送業務であり、ダンネージの処理は、契約書に記載がなければ基本的に陸上側で行う作業となります。

したがって、本来の契約構造としては、荷主が行うべき作業であれば、まず荷主とオペレータの間で「荷主が行う」と定めるべきです。

また、オペレータが行うのであれば、荷主とオペレータの契約書にオペレータが行う旨を明記し、それに対して費用の支払いが必要となります。

さらにオペレータが、当該業務を船側にやってもらうつもりであれば、用船契約書の中にそうした役務がある旨を明記し、別途費用を定めるべきと考えます。

つまり、各段階の契約で、業務と費用負担を明確にすることが本来の在り方になります。



【委託事業者の禁止行為】

・ 買ったたきに関する質問



Q13：減額の判断要素の中に、オペレータが「荷主さんからそんなにもらっていない」「荷主さんからそんなにもらえない」と言う事情は含まれるか。

A13：減額の判断に用いられる「通常支払われる対価」というのは、この船でこれくらいの運送ができて、こういう状況の下でといった具合に、船ごとにおおよそ決まってきます。したがって、オペレータが荷主から運賃をもらっている、もらっていないということは関係ありません。むしろオペレータが「通常支払われる対価」をもらってないのであれば、オペレータ側で荷主と交渉しなければなりません。荷主からの受領額を理由に船主への用船料を下げることは、減額の正当化にはなりません。



【委託事業者の禁止行為】

- ・ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止に関する質問



Q14：「協議に応じない一方的な代金決定」に関連して、決算書を出せと求めるオペレータがいるそうだが、それは取適法違反になるか。

A14：銀行にはお金を借りる際に決算書を出すことはありますが、用船契約締結において、オペレータに決算書を出すのはあまり聞いたことがありません。
実務上用船契約締結において通常提出する書類では無いと思いますので、決算書までは出す必要はないと考えます。
決算書を提出しないと協議に応じないということであれば、「協議に応じない一方的な代金決定の禁止」の違反になり得ます。



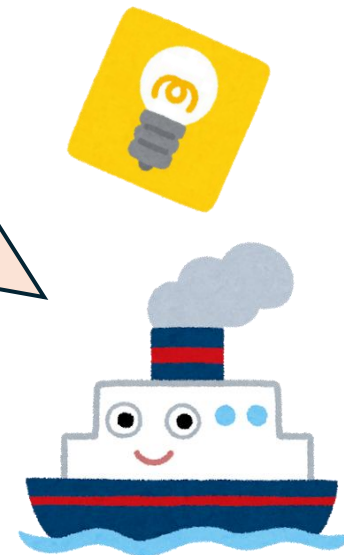
【委託事業者の禁止行為】

・ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止に関する質問



Q15：A社の用船料が1,000万円、B社の用船料も1,000万円であった場合、用船料の値上げ交渉をしたときに、A社は50万円の値上げを要求、B社は100万円の値上げを要求してきた。これに対しオペがB社に対して、他社は50万円しか要求してこなかったことをもって50万円の値上げしか認めないと説明することは十分で合理的な説明と言えるのか。

A15：取適法上禁止されている「協議に応じない一方的な代金決定」の問題となります。B社が100万円の値上げを要求した際にこういった根拠に基づいてその値上げを要求したのか、オーナーに対してこういった資料の提示を求めたのかも関係してきます。「協議に応じない一方的な代金決定」とは、中小受託事業者からの代金の増額交渉に真摯に向き合わないで、一方的に代金決定することを禁止する規定ですので、中小受託事業者から交渉で求められた事項に回答せず、他が50万円しか値上げしていないのでB社も50万円しか値上げをしないと回答することは「協議に応じない一方的な代金決定」に該当する恐れがあります。



【委託事業者の禁止行為】

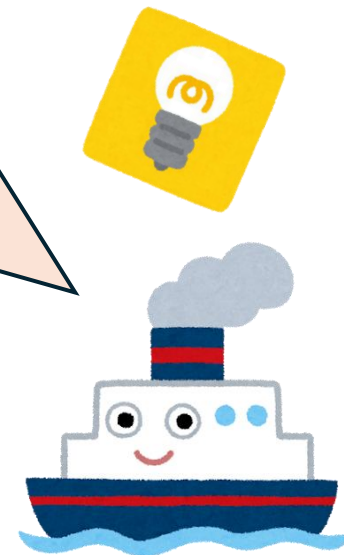
- ・ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止に関する質問



Q16：新造船を建造する場合、当初の金利から建造直前の金利が上がった場合、運賃交渉の材料とすることができるのか。

A16：取適法上「協議に応じない一方的な代金決定」は禁止とされていますので、この規定に基づいて運賃交渉をすることは可能です。

なお、取適法は、いったん決定した運賃や用船料（例えば5年契約で用船料固定の場合）を途中で変更する交渉を認めているわけではなく、契約締結前の交渉についての規定ですので、契約締結前の運賃交渉や、契約更新時の運賃交渉、「運賃は毎年見直す」と契約に定められる場合の運賃の見直しの際の交渉に適用されるものと考えます。

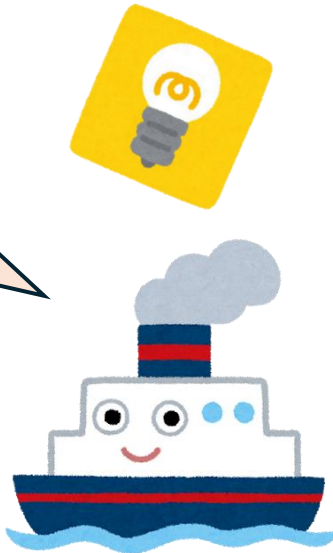


【その他の質問】



Q17：定期検査費用を用船料に上乗せする場合、オペからは24か月分割で支払われることがあるが、この場合、金利分も上乗せしてもよいのか。

A17：当事者間の合意があれば上乗せした金額で用船料を定めて結構です。
なお、内航海運における運賃・用船料等算出の「標準的な考え方」においては、用船料を決定する上での間接経費一覧として、設備資金等金利も含まれています。

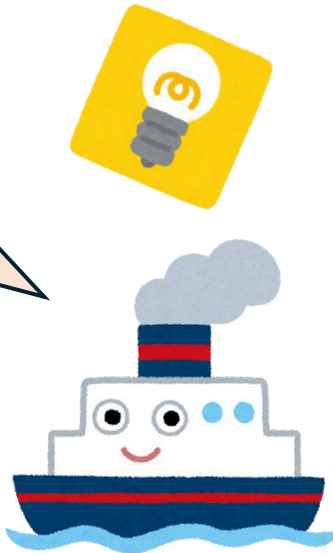


【その他の質問】



Q18：中小受託事業者が取適法上グレーな扱いを受けている場合、公取等に申立てをすることはかなり勇気がいると思料するが、そうする前に他の事業者はどうしているのか、横同士の情報交換といったものが許されるのかどうか。

A18：横同士の情報交換は法律上禁止されていませんが、取適法上これを積極的に認める規定も存在しないので、横のつながりや情報交換は各自で行うことになると思います。
なお、公取委への申告や情報提供は匿名で行うことができます。



【その他の質問】



Q19：下請法、取適法の適用がない場合は、これらの法律で規制している買いたたきや過度な減額交渉などの行為を行ってもいいのか。

A19：下請法、取適法は、独占禁止法を補完する法律なので、下請法、取適法の適用が無い場合でも独占禁止法違反となる可能性はあります。独占禁止法も含めて全ての法律の適用が無いという場合には、当事者間での契約締結の自由に委ねられることになりますので、金額に合意できる場合には契約をし、合意できない場合には契約をしないという選択をすることになります。

